

函 福 管

令和 8 年(2026 年) 2 月 6 日

民生常任委員会委員 各位

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

○ 配付資料

- 1 函館市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に対するパブリックコメント(意見公募)手続きの実施結果の公表について
- 2 「函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例(案)の概要」に対するパブリックコメント(意見公募)手続きの実施結果の公表について
- 3 子ども発達支援事業等に係る消費税の取り扱いについて
- 4 通知書の誤配による個人情報の漏えいについて

(保健所保健予防課)

(保健福祉部健康増進課)

(保健福祉部障がい保健福祉課)

(福祉事務所生活支援課)

1 函館市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に対するパブリックコメント（意見公募）手続きの実施結果の公表について

(1) 意見提出者数／意見の数
個人 2名／2件

(2) 修正の有無
無

(3) 公表の時期
令和8年2月6日（金）

(4) 公表する資料
函館市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に対するパブリックコメント（意見公募）手続きの実施結果について

函館市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に対するパブリックコメント（意見公募）手続きの実施結果について

案 件 名	函館市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定
募 集 期 間	令和7年(2025年)12月8日から令和8年(2026年)1月9日まで
担 当 課	市立函館保健所保健予防課
意見提出者数	個人 2名 (2件)

○ 意見の概要と市の考え方

※ 「意見の概要」については、原文を要約および分割しています。

No.	意見の概要	市の考え方
1	市内の医療機関ごとにインフルエンザワクチン接種の料金が異なることについて、経済的な負担軽減のため、市が一部負担することで均一価格とすることはできないか。	市行動計画の改定案においては、ワクチンの供給や接種体制の構築のほか、接種に関する情報提供や、健康被害の救済等の基本的事項について定めることとしておりますが、接種費用については、法令に基づくものを除き、各医療機関が自由診療として設定するものであり、本市の財政状況が非常に厳しい状況にある中で、その費用について独自に助成を行うことは難しいものと考えております。 本市といたしましては、今後も国の法律や指針に基づき予防接種を実施し、病気の発生やまん延防止、市民の皆様の健康の保持増進に努めてまいりたいと考えております。
2	新たなインフルエンザ対策を考える前に、前回のコロナ対策で行った過去の対策をまず見直し、ワクチン接種のリスクをきちんと伝えるべきである。	このたびの市行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を目指して対策の充実等を図るために行うものであり、市が感染症危機対応を行うにあたっては、本計画の定めるところにより、感染拡大防止と社会経済活動の

		<p>バランスを踏まえた対策を実施することとしております。</p> <p>また、ワクチンのリスクについては、国において適切な安全対策や情報提供等を行うとともに、市といたしましても、様々な媒体を活用し、ワクチンの有効性や安全性等に関する正しい情報を市民に幅広く発信することとしております。</p>
--	--	---

意見等を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません。
結果の配布場所	市立函館保健所保健予防課（総合保健センター 3階）
お問い合わせ先	<p>市立函館保健所保健予防課</p> <p>TEL:0138-32-1539 FAX:0138-32-1526</p> <p>E-Mail : hc-yoboh-kansen@city.hakodate.hokkaido.jp</p>

2 「函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例（案）の概要」に対するパブリックコメント（意見公募）手続きの実施結果の公表について

(1) 意見提出者数／意見の数

個人 3名／3件

(2) 修正の有無

無

(3) 公表の時期

令和8年（2026年）2月6日（金）

(4) 公表する資料

「函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例（案）の概要」に対するパブリックコメント（意見公募）手続きの実施結果について

「函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例（案）の概要」に対するパブリックコメント（意見公募）手続きの実施結果について

案 件 名	函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例（案）の概要
募 集 期 間	令和7年（2025年）12月15日（月）～令和8年（2026年）1月16日（金）
担 当 課	保健福祉部健康増進課
意見提出者数	個人 3名（3件）

○「函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例（案）の概要」に対する意見の概要と市の考え方

※「意見の概要」については、原文を要約して載せています。

No	意見の概要	市の考え方
1	<p>トレーニングルームの個人使用を継続してほしい。</p> <p>個人使用ができないのであれば、個人使用回数券の払戻しをしてほしい。</p>	<p>個人使用については、開設当初と比較してジム機能などを有する民間施設が大幅に増加していることに加え、市においても函館アリーナやサン・リフレ函館といった類似機能を有する施設が運営されていることや、再開にあたり運動機器等の設備更新が必要となるなどの課題があることから、継続は難しいものと考えております。</p> <p>また、個人使用回数券の払戻しにつきましては、現在取扱いについて検討しているところでありますので、決定次第、改めて市民の皆様にお知らせいたします。</p>
2	<p>運動目的に市内公共施設を利用したいが、施設が少なく、会場取りに苦労しているため、健康増進センターの再開を望む。</p> <p>市民会館や亀田交流プラザのように半年または一年前から申し込みできるとよい。使用料も亀田交流プラザ並みにしてほしい。</p>	<p>健康増進センターの再開にあたっては、利用方法を見直したうえで貸館を継続することを検討しておりますが、具体的な利用手続につきましては、いただいたご意見も参考としながら、今後検討を進めてまいります。</p>

3	<p>個人使用廃止については施設運営や社会状況の変化を踏まえた見直しであると理解している一方で、これまで個人使用をとおして運動を行ってきた市民にとっては、運動の機会が減るおそれがある。</p> <p>このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人使用廃止の是非について再度検討されたい。 ・存続が難しく、民間施設の利用が主な代替手段となるのであれば、利用補助や割引制度、民間施設における回数券制導入などについて検討されたい。 ・専用施設に切り替える場合、事前予約不要で当日参加できる運動プログラムや、函館アリーナで実施しているような、若い世代向けのプログラム等、個人が参加しやすい形態を残してほしい。 ・函館アリーナやサン・リフレ函館などを代替施設とする場合、シャトルバスによる送迎など、移動の負担を軽減する方法を検討されたい。 <p>以上、個人使用廃止によって市民の運動機会が減ることのないよう、様々な立場の市民が無理なく運動を継続できる環境整備を望む。</p>	<p>個人使用については、開設当初と比較してジム機能などを有する民間施設が大幅に増加していることに加え、市においても函館アリーナやサン・リフレ函館といった類似機能を有する施設が運営されていることや、再開にあたり運動機器等の設備更新が必要となるなどの課題があることから、継続は難しいものと考えております。</p> <p>また、個人使用廃止後においても、市民が運動を通じた健康づくりに取り組んでいただけるような施設の活用方法について検討してまいりたいと考えております。</p>
---	---	--

意見等を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません。
お問い合わせ先	<p>保健福祉部健康増進課</p> <p>TEL : 0138-32-1515 FAX : 0138-32-1526</p> <p>E-mail : hc-zoushin-zoushin@city.hakodate.hokkaido.jp</p>

3 子ども発達支援事業等に係る消費税の取り扱いについて

(1) 概要

児童福祉法に基づき本市が実施している「子ども発達支援事業」について、消費税を非課税として民間事業者に委託していたが、課税対象事業として取り扱うべきであることが判明したことから、同様に非課税としている他の事業についても調査を行ったところ、当該事業以外の4事業についても課税対象事業として取り扱うべき事業であることが判明したものである。

(2) 経緯

令和7年4月にこども家庭庁から地域障害児支援体制強化事業に関する消費税の取扱いに関する通知があり、社会福祉事業については消費税非課税とされているところ、「地域障害児支援体制強化事業」（本市では「子ども発達支援事業」として実施）については、社会福祉事業には該当せず、他に非課税とする法令の規定もないことから、課税対象事業となるとの見解が示された。

これを受け、本市において当該事業と同様に非課税としている委託事業の消費税の取扱いについて、国の関係官庁への確認等を行った結果、下記の計5事業について、課税対象事業として取り扱うべきであることが判明した。

- ア 子ども発達支援事業
- イ 自発的活動支援事業（障害者地域生活支援事業）
- ウ 障害者地域活動緊急介護人派遣事業
- エ 成年後見センター運営事業
- オ 住宅改修支援事業（地域包括支援センター運営業務）

(3) 原因

これらの事業が社会福祉法に規定する社会福祉事業または消費税法施行令において社会福祉事業に類するものとして消費税非課税事業とされる事業に該当するものと誤認して委託契約を締結したことによるもの。

(4) 今後の対応

受託事業者に対し、令和7年度（2025年度）および過去5年度分の委託契約に係る消費税等相当額12,957,759円について、令和7年度の補正予算に計上し受託事業者を支払う。

なお、修正申告に係る延滞税等については、金額確定後に受託事業者に別途支払うものとする。

年度別内訳（延滞税等を除く）

（単位：円）

	過年度分					現年度分
	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
委託料	20,005,582	21,436,405	20,897,853	24,279,912	22,616,771	24,418,666
消費税等 相当額	2,000,557	2,143,639	2,089,784	2,427,990	2,261,676	2,034,113

消費税等相当額 合計 12,957,759円

（過年度分10,923,646円，現年度分2,034,113円）

(5) 再発防止策

新規事業を開始する場合や既存事業に大きな変更があった場合においては、社会福祉事業および消費税に関する法令等の取扱いについて所管官庁に確認するとともに、非課税であることの根拠が明らかでない場合は、原則として課税対象事業として取り扱うことを徹底する。

4 通知書の誤配による個人情報の漏えいについて

(1) 概要

令和8年1月22日(木)付けで郵送した保護変更決定通知書(以下「通知書」という。)について、別人あての通知書が届いたとして、1月26日(月)に配達先の市民から福祉事務所生活支援課に電話連絡があり、日本郵便株式会社(以下「郵便事業者」)による誤配があったことが判明した。

通知書は開封されており、記載内容が閲覧可能な状態であることを確認した。

ア 誤配のあった通知書の件数 1件(通知対象者1名)

イ 通知書に記載の個人情報

ケース番号, 住所, 生活保護受給者氏名, 保護費支給額

(2) 原因

郵便事業者の確認不足により、同じ共同住宅内の別の居住者あての通知書を誤配したことを確認した。

(3) 本市の対応

1月26日(月), 市担当職員と郵便事業者が通知対象者宅を訪問し、郵便事業者から誤配についての経過の説明と謝罪を行い、市からは通知書を手渡した。

また、郵便事業者に対しては、これまでも類似の事案が度々発生していることを踏まえ、個人情報を含む市の郵便物の取扱いについて、改めて細心の注意を払うよう求めた。